

平成30年度

愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰 候補企業を募集しています。

応募期間 平成30年8月2日(木)から9月10日(月)まで(必着)

愛知県では、仕事と生活の調和を図ることができる職場環境づくりに積極的に取り組む企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録する制度を運用しており、登録企業の中から、他の模範となる優れた取組を実施している企業を毎年、知事が表彰します。

受賞企業の取組事例は、表彰式で発表するほか、県が運営するWebサイト「ファミフレネットあいち」で公開するなど広く発信することで、受賞企業のイメージアップや優秀な人材の確保につなげていただくとともに、他の企業へ取組の普及を図っていきます。

積極的な企業のご応募、団体からのご推薦をお待ちしています。

👑 ファミリー・フレンドリー企業賞

労働者の仕事と生活の調和を図るため、育児、介護、労働時間低減、その他働きやすい職場環境づくり等幅広い分野で、他の模範となる優れた取組を推進し、その成果を挙げている企業

- 中小企業の部（常時使用する従業員の数300人未満）
- 中堅企業の部（常時使用する従業員の数300人以上1,000人未満）
- 大手企業の部（常時使用する従業員の数1,000人以上）

(参考)過去の受賞企業事例

- ・子育て社員等のネットワークづくりを目的にランチ会を開催し、社内制度へのニーズを把握
- ・業務の棚卸を実施し、共通業務をマニュアル化するなど、業務効率化に向けた取組を推進

👑 イクメン・イクボス企業賞

男性の育児参画あるいは部下のワーク・ライフ・バランスを支援する管理職等(イクボス)の育成について、他の模範となる優れた取組を推進し、その成果を挙げている企業

(参考)過去の受賞企業事例

- ・配偶者の出産時に特別休暇取得率を80%とする目標を設定
- ・イクボスを経営戦略として位置づけ、その必要性や行動を「イクボス10ヶ条」として明示

問合せ先

愛知県産業労働部労政局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ
電話 052-954-6360

愛知県ファミリー・フレンドリー企業について

詳しくは、以下のWebサイトをご覧ください。

Webサイト「ファミフレネットあいち」 <https://famifure.pref.aichi.jp/>

◎過去受賞企業の事例紹介

◎愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録・更新手続き



愛知県ファミリー・
フレンドリー・マーク



平成30年度愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰候補企業募集

- ◆1 表彰の区分◆.....
- (1) ファミリー・フレンドリー企業賞
- ア 中小企業の部(常時使用する従業員の数300人未満)
- イ 中堅企業の部(常時使用する従業員の数300人以上1,000人未満)
- ウ 大手企業の部(常時使用する従業員の数1,000人以上)
- (2) イクメン・イクボス企業賞
- ◆2 表彰の対象◆.....
- (1) ファミリー・フレンドリー企業賞
- 労働者の仕事と生活の調和を図るため、育児、介護、労働時間低減、その他働きやすい職場環境づくり等幅広い分野で、他の模範となる優れた取組を推進し、その成果を挙げている企業
- (2) イクメン・イクボス企業賞
- 男性の育児参画あるいは部下のワーク・ライフ・バランスを支援する管理職等(イクボス)の育成について、他の模範となる優れた取組を推進し、その成果を挙げている企業
- ◆3 資格◆.....
- (1) 各賞共通
- ア 愛知県ファミリー・フレンドリー企業として登録している企業のうち、愛知県内に本社を置く企業であること。 ※応募期限までに登録が完了している企業が対象となる。
- イ 応募時点において育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の義務規定違反がないこと。
- ウ 上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上、又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- (2) ファミリー・フレンドリー企業賞
- ア 過去にファミリー・フレンドリー企業賞(※)を受賞していないこと。
(※平成27年度までファミリー・フレンドリー企業表彰と呼称。特別賞を除く。)
- イ 別紙1「仕事と生活の調和推進取組状況チェック表」について、以下の要件を満たすこと。
- (ア) 1(1)が「はい」であること
- (イ) 1(1)を含め、1から5までの項目について以下の要件を満たすこと。
- ・中小企業の部「はい」の個数が11個以上
 - ・中堅企業の部「はい」の個数が19個以上
 - ・大手企業の部「はい」の個数が26個以上
- (3) イクメン・イクボス企業賞
- ア 過去に「あいちイクメン応援企業賞(平成26年度)」、「あいちイクメン・イクボス応援企業賞(平成27年度)」、「イクメン・イクボス企業賞(平成28年度)」を受賞していないこと。
- イ 別紙1「仕事と生活の調和推進取組状況チェック表」について、以下の要件を満たすこと。
- (ア) 1から5までの項目について、(2)イの規模別の要件を満たすこと。
- (イ) 6-1(1)が「はい」であること。
- (ウ) 6-2から6-3の項目において、「はい」の個数の合計が4個以上であること。(ただし、6-2、6-3の各項目で少なくとも1個以上「はい」があること。)
- ウ 過去3年(平成27年8月1日から平成30年7月31日まで)の間に次のいずれかに該当する男性従業員がいること。
- (ア) 育児休業を取得
- (イ) 育児に関する休暇制度を取得
(例:子の看護休暇、配偶者出産休暇、子の行事参加のための休暇 等)
- (ウ) 小学校就学前の子を育てる従業員に対する所定労働時間の短縮措置を利用
- ◆4 応募期間◆.....
- 平成30年8月2日(木)から9月10日(月)まで(必着)
- ◆5 応募方法◆.....
- 企業からの応募又は団体による推薦(労働基準協会、商工会議所及び商工会、市町村、社会保険労務士会)とする。 ※郵送又は持参により提出してください。
- 【提出書類】 別紙1「仕事と生活の調和推進取組状況チェック表」、別紙2「応募(推薦)書」
※様式は、県労働福祉課Webページからダウンロードできます。
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/hyoushou2018.html>
- 【提出先】 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県産業労働部労政局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ
- ◆6 選考及び決定の方法◆.....
- 別紙1「仕事と生活の調和推進取組状況チェック表」を基に詳細や実績について訪問調査(※)を実施した上で、有識者等で構成する選考委員会等での審査を経て県が受賞企業を決定する(平成30年12月頃(予定))。 ※調査の実施にあたっては、後日送付する調査票により、取組内容や実績(例:育児休業等の利用実績、年次有給休暇の取得状況)等についてあらかじめご報告いただきますのでご承知ください。
- ◆7 表彰式◆.....
- 平成31年2月中旬(予定)
- ◆8 問合せ先◆.....
- 愛知県産業労働部労政局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ 電話 052-954-6360